

定期自主検査及び点検周期一覧表

	定期自主検査, 点検を行うべき設備	自主検査				点検	
		定期			再開時	使用開始前	その他
		月1回	年1回	その他			
労働安全衛生規則	研削といし					118	
	動力プレス		134の3(1)	(特定自主検査135の3)	134の3(2)	136	
	シャー		135(1)		135(2)	136	
	動力遠心機		141(1)		141(2)		
	高速回転体の回転軸						150(回転試験時の非破壊検査)
	産業用ロボット						151(教示等の開始前)
	フォークリフト	151の22(1)	151の21(1)	(特定自主検査151の24)	151の21(2) 151の22(2)	150の25	
	ショベルローダー フォークローダー	151の32(1)	151の31(1)		151の31(2) 151の32(2)	151の34	
	ストラドルキャリア アー	151の39(1)	151の38(1)		151の38(2) 151の39(2)	151の41	
	不整地運搬車荷 掛用繊維ロープ 構内運搬車	151の54(1)	151の53(1) 2年に1回	(特定自主検査151の56)	151の53(2) 151の54(2)	151の57,151 の47	
	貨物自動車荷掛 用繊維ロープ コンベヤー					151の63 151の75,151 の69 151の82	
	車両系建設機械	168(1)	167(1)	(特定自主検査169の2)	167(2) 168(2)	170	
	くい打機 くい抜機 ボーリングマシン						192(組み立て時)
	高所作業車	194の24(1)	194の23(1)	(特定自主検査194の26)	194の23(2) 194の24(2)	194の27	
	電気機関車など	230(1)	229(1)	228(1)(3年以内 に1回)	228(2) 229(2)230(2)		
	軌道装置					232(1)	232(2)(軌道は 随時)
	コンクリート打設時 の型わく支保工					244	
	化学設備など			276(1)(2年以内 ごとに1回)	276(2)	277(1)	277(1)改造, 修理時1月以上 未使用の時 277(2)用途 変更時
	防爆構造電気機 械器具(移動式, 可搬式)					284	
	乾燥設備など		299(1)		299(2)		
	アセチレン溶接装 置ガス集合装置		317(1)		317(2)		
	絶縁用保護具など			351(1)(6月以 内ごとに1回)	351(2)		
	電気機械器具など					352	
	電気機械器具の 囲い, 絶縁覆い						353(月1回以 上)
	明り掘削時の地 山, 発破箇所					358	358(大雨後, 中震以上の 後, 発破後)
	土止め支保工						373(7日以 内, 中震以 上, 大雨後)

	ずい道等					382(毎日, 中震以上, 発破後)	
	ずい道等の可燃性ガス				382の2	382の2(中震後, 可燃性ガスの異常)	
	ずい道等の可燃性ガス自動警報装置				382の3(2)		
	ずい道支保工					396(毎日, 中震異常後)	
	採石作業箇所				401	401(中震異常, 大雨, 発破後)	
	貨車の荷掛け用繊維ロープ				419		
	船倉のハッチビームなど				456		
	揚貨装置				465		
	揚貨装置作業用スリング				476		
	木馬を用いた運材(木馬道のさん橋)			490(2)	490(1)	490(2)(1月以上使用を休止した時)	
	雪そり				495		
	機械集材装置運材索道				511	511(組立て, 変更, 試運転, 悪天候, 中震以上の後)	
	安全帯などの取付設備など					521(2)(随時)	
	足場					567(組立て, 一部解体, 変更, 悪天候, 中震以上の後)	
	つり足場				568		
	作業構台					575の8(組立て一部解体変更, 悪天候, 中震以上の後)	
及びボイラー圧力	ボイラー	32(1)			32(2)		
	第一種圧力容器	67(1)			67(2)		
	第二種圧力容器		88(1)		88(2)		
	小型ボイラー小型圧力容器		94(1)		94(2)		
クレーン等安全規則	クレーン	35(1)	34(1)		34(2)35(2)	36	37(風速30m/s以上(屋外), 中震以上の後)
	移動式クレーン	77(1)	76(1)		76(2)77(2)	78	
	デリック	120(1)	119(1)		119(2)120(2)	121	122(風速30m/s以上(屋外), 中震以上の後)
	エレベータ	155(1)	154(1)		154(2)155(2)		156(風速30m/s以上(屋外), 中震以上の後)
	建設用リフト	192(1)			192(2)	193	194(風速30m/s以上(屋外), 中震以上の後)
	簡易リフト	209(1)	208(1)		208(2)209(2)	210	
	玉掛用具					220	

ラゴ 安全 ド	ゴンドラ	21			21(2)	22(1)	22(2)悪天候 後
中 毒 予 防	有機溶剤		20(2)		20(3)	22(1)	22(1)(分解, 改造,修理)
	ブッシュブル型換 気装置		20の2(2)		20の2(2)	22(2)	22(2)(分解, 改造,修理)
予 防 規 則	鉛中毒		35(2)		35(3)	37	37(分解,改 造,修理)
障 害 予 防 規 則	特定化学物質等		30(1)		30(2)	33	33(分解,改 造,修理)
	特定化学設備など			31(1)(2年以 内ごとに1回)	31(2)	34	34(分解,改 造,修理,用 途変更)
高 気 圧 作 業 安 全 衛 生 規 則	高圧室						22(1)(1日1 回,1週1回, 月1回)22の2
	潜水器具					34(1)	34(2)(1週,1 月・3月・6月ご と1回)
	再圧室						45(1)(設置 時,1月を超え ない期間ごと と)
電 離 放 射 線 障 害 防 止 規 則	透過写真撮影用 ガンマ線照射装置	18の5(1)		18の6(1)(6月 以内ごとに1 回)	18の5(2) 18の6(2)		18の8(初使 用時,分解, 改造,修理, 線源交換)
	放射線源						19(1)(移動さ せて使用後, 当日作業終 了後)
症 等 予 防	酸素呼吸器等,安 全帯等					7	
	人員						8(入場,退場 時)
事 務 所 衛 生 基 準 規 則	機械による換気設 備						9(初使用時, 分解,改造, 修理及び2月 に1回)
	照明設備						10(3)(6月以 内ごとに1回)
粉 じん 障 害 防 止 規 則	局所排気装置,除 じん装置		17(2)		17(3)		19(初使用時 分解,修理, 改造)
	ブッシュブル型換 気装置		"		"		"

表中の数字は該当する条文を示す。また、条文の次の()内数字は項を示す。